

添付資料 1

中華人民共和國植物新品種保護條例

中華人民共和国植物新品種保護条例

(1997 年 3 月 20 日公布、1997 年 10 月 1 日施行)

2013 年 1 月 16 日修正、2013 年 3 月 1 日施行)

第 1 章 総則

第 1 条 本条例は植物新品種の育成者権を保護し、植物新品種の育成及び利用を奨励し、また、農業及び林業の発展を促進するために制定されたものである。

第 2 条 本条例の中で使用されている植物新品種とは、人為的に育成されたもの、又は発見された野生の植物を発展させたものであって、新規性、区別性、均一性及び安定性を有し、また、適切な名称が与えられている植物品種のことをいう。

第 3 条 国務院の下での農業及び林業行政部門(以下、ともに「審査・承認当局」という)は、それぞれの責任分担に従って、植物新品種の育成者権に関する出願の受理と審査、また、本条例の規定に適合する植物新品種に対する育成者権(以下、「品種権」という)の付与についての業務を共同で担当する。

第 4 条 県レベル以上の政府又はその他の関連部局は、国家又は公共の利益をもたらし、また利用価値の高い植物新品種を育成した団体又は個人に対して、奨励を与えるものとする。

第 5 条 品種権が付与されている植物新品種(以下「保護された品種」という)の生産、販売及び普及は、種子に関する関連の国内法及び条例の規定に従った品種の評価及び認定を受けるものとする。

第2章 品種権の内容及び帰属

第6条 育成を行った団体又は個人は自らの保護された品種に対する排他的な権利を有する。

本条例において別段の定めがない限り、他の団体又は個人は品種権保有者(以下、品種権者という)の同意を得ずに上記保護された品種の繁殖材料を商業目的で生産又は販売してはならず、また保護された品種の繁殖材料を他の品種の繁殖材料の生産において商業目的で反復して利用してはならない。

第7条 自らが属する団体の任務を履行し、又は主としてその団体の施設を利用している従業者によって行われた職務育種の場合、当該植物新品種に関する品種権の出願を行う権利は当該の団体に属するものとする。非職務育種については、植物新品種に関する品種権の出願を行う権利はその育種を行った個人に属するものとする。出願が承認された後、その品種権は出願者に属するものとする。

委託された育種又は共同で行った育種については、品種権の帰属について契約した当事者間で合意されるものとする。それがなされなかった場合、品種権は育種を行うよう委託され、又は共同で行った団体又は個人に属するものとする。

第8条 1つの植物新品種には1つの品種権が付与されるものとする。同一の植物新品種について2人以上の出願者が個別に品種権の出願を行った場合、品種権は先に出願を行った者に付与されるものとする。出願が同時であった場合、品種権は当該植物新品種を最初に育成した者に付与されるものとする。

第9条 植物新品種に関する品種権を出願する権利並びにその品種権は法律に従って譲渡することができるものとする。

中国の団体又は個人が中国で育成された植物新品種に関する品種権を出願する権利又はその品種権を外国人に譲渡することを希望する場合、そのような譲渡が審査・承認当局によって承認されなければならない。

国有企業が中国国内における植物新品種に関する品種権を出願する権利又はその品種権を譲渡する場合、関連する国家規制に従って申請が提出され、その管轄の行政部局の承認を受けなければならない。

植物新品種に関する品種権を出願する権利又は品種権の譲渡に関わる当事者は書面による契約を締結するものとし、またその譲渡を審査・承認当局に登録するものとし、その当局はその譲渡を公告するものとする。

第10条 下記の場合、保護された品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、また許諾料の支払いも必要としないものとする。ただし、本条例による品種権者の他の権利を侵害してはならない。

(一) 育種及びその他の科学研究をするための保護された品種の利用。

(二) 農民による自己の農地で収穫された保護品種の繁殖材料の自己の農地での増殖目的での利用。

第 11 条 国家利益又は公共の利益のために、審査・承認当局は、保護された品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体又は個人は品種権者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両当事者間で決定されるものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、審査・承認当局が裁定を下すものとする。

品種権者が強制実施権を付与するという決定に満足しなかった場合又は使用において支払われる料金に関する裁定に満足しなかった場合、品種権者はその通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 12 条 保護された品種の保護期間が満了したか否かにかかわらず、当該保護された品種を販売する際には、保護された品種の名称が使用されなければならない。

第 3 章 品種権の付与の条件

第 13 条 品種権を出願できる植物新品種は、国家の植物保護品種リストに挙げられている植物の属又は種でなければならない。植物保護品種リストは審査・承認当局が決定し、公告するものとする。

第 14 条 品種権が付与される植物新品種は新規性が満たさなければならない。新規性とは、出願品種の繁殖材料が出願日以前に販売されていなかったこと、又は育種者の許諾を得て、中国国内において出願品種の繁殖材料の販売が 1 年間を超えていなかったこと、中国国外において